

議員提出第1号議案

大阪広域水道企業団議会会議規則一部改正の件

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出する。

平成25年5月20日

大阪広域水道企業団議会議長 様

提出者 大阪広域水道企業団議会議員

野村 友昭
三宅 達也
小西 一美
大毛 十一郎
岸田 厚
児島 政俊
前田 敏
清水 勝
野々上 愛
小東 徳行
野村 生代
西川 訓史
川谷 洋史
丹羽 実
服部 敏男
樽井佳代子
山本 靖一
松尾 京子
麻野 真吾
秋月 秀夫
川光 英士
中尾 広城
渡辺 裕
坂本 顕
諏訪 久義
貝塚 敏隆
岡田 初恵
鈴木 実
小山 彬夫

大阪広域水道企業団議会会議規則一部改正の件

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

大阪広域水道企業団議会規則第 号

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団議会会議規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第116条関係）				別表（第116条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	企業団事業の課題、企業団議会の運営等について協議を行う。	全議員	議長	議員全員協議会	企業団事業の課題、企業団議会の運営等について協議を行う。	全議員	議長
<u>議員定数等調査委員会</u>	<u>企業団の議会の議員の定数やその配分のあり方について調査、検討、協議を行う。</u>	<u>全議員</u>	<u>委員長</u>				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。